

～**65歳**以上の方と、その同一世帯の方対象～

# 特殊詐欺対策電話機器等の 購入費を一部補助します！

申請は令和7年3月31日まで

**対象者** 令和7年3月31日現在で65歳以上となる人、または  
その人と同一の住居に居住する人

**補助額** 購入費(設置費を含む。)の2分の1

7,000円を上限(100円未満切り捨て)

1世帯1台限り

※令和4年度以降で1台です

## 対象機器等

令和6年4月1日以降の購入で、つぎの①～③のいずれかに該当するものが対象

- ① 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器
- ② 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器  
※付随するサービス加入料等の利用に要する費用は補助対象外
- ③ ①または②の機能を内蔵する固定電話機  
スマートフォンや携帯電話は対象外です。

購入の際は、特殊詐欺(迷惑電話)対策用かを確認してください。ご不明、ご心配な場合、事前にご相談ください。

◎「公益財団法人全国防犯協会連合会」の推奨する「優良防犯電話推奨品」を参考にしてください。 <http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

## 補助金が交付されるまでの流れ

高齢者が居住するご自宅に取り付ける必要があります。

1. 令和6年4月1日以降、特殊詐欺対策電話機器等を購入してください。

補助対象となる機器等かどうか心配な場合、安心安全課までご相談ください。または、「公益財団法人全国防犯協会連合会」の推奨する「優良防犯電話推奨品」を参考にしてください。

2. 必要書類を揃え、補助金交付申請書兼実績報告書を提出してください。

※様式は市ホームページ又は市役所3階安心安全課窓口で入手可能です。

### 必要書類

(1) 領収書等の支払いが確認できる書類の写し

※インターネットによる購入の場合も、必要です。

※購入費・設置費以外に利用料金等が含まれる場合、内訳が分かるものが必要です。(送料や、各種サービス加入料等の利用に要する費用は補助対象外)

※ポイント、クーポン等を使用された場合、その使用分を差し引いた実質支払い額で補助金を決定します。

(2) 購入した特殊詐欺対策電話機器等の機能が確認できるもの

(カタログ、パンフレット、説明書等の写し)

(3) 申請者本人の口座名義の通帳またはキャッシュカードの写し

(4) 申請者が市内在住であることがわかる書類の写し

(免許証、保険証、マイナンバーカード等)

3. 補助金交付決定通知書が郵送されます。

4. 補助金交付請求書を安心安全課へ提出してください。

※補助金交付申請書兼実績報告書補助金交付申請書と同時提出可

5. 補助金が指定口座(原則、申請者名義の口座)に補助金が振り込まれます。

**【その他注意事項】 予算額に達し次第、終了します。お早めに申請してください。**

《 お問合せ先 》

知立市役所3階 安心安全課 防犯交通係 ☎0566-95-0115

窓口対応時間:月曜日～金曜日8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)